

令和 7 年度

在宅医療現場における防犯機器等
導入支援事業補助金事務手続きの手引き

東京都保健医療局医療政策部医療政策課

目次

1	目的	1
2	補助対象事業者	1
3	対象経費	1
4	基準額及び補助率	2
5	手続き	2
6	その他注意事項	4
7	お問い合わせ先	5
	(参考) 令和 7 年度補助金事務の流れ.....	6
	(要綱) 在宅医療現場における防犯機器等導入支援事業実施要綱.....	7
	(要綱) 在宅医療現場における防犯機器等導入支援事業交付要綱.....	9
	(記載例) 交付申請で使用する様式.....	14
	(記載例) 実績報告で使用する様式.....	19

1 目的

この事業は、在宅医療の現場で医療従事者が患者やその家族から受けるハラスメントの対策として、東京都が防犯機器等の導入を支援することにより、医療従事者が安心して在宅医療に従事できる環境を整えることを目的としています。

2 補助対象事業者

都内に開設している病院、診療所及び歯科診療所（以下、医療機関という。）のうち、下記（１）（２）全ての条件も満たし、東京都知事が適当と認めるものが補助対象事業者となります。

ただし、国、独立行政法人、中期目標管理法人、国立研究開発法人、行政執行法人、国立健康危機管理研究機構、国立大学法人、地方独立行政法人、特定地方独立行政法人及び地方公共団体が開設する医療機関は除きます。

（１）健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に定める保険医療機関であること。

（２）訪問診療を実施していること。

3 対象経費

在宅訪問時のセキュリティ確保に必要な防犯機器等の初度整備に係る費用

<対象となる防犯機器>

（１）防犯ブザー

危険を察知した際に大音量で周囲に知らせるための端末

（２）防犯ボタン付きセキュリティ端末

位置検索機能及び緊急時における警備会社への通報機能を有する端末

（３）ボイスレコーダー

ハラスメント行為を録音するために使用する機器

<併給の取扱い>

- ・対象経費が重複する他の補助金等を受給する又は受給した場合は補助対象外となります。
- ・公益財団法人東京しごと財団が実施する「カスタマーハラスメント防止対策推進事業企業向け奨励金」において、「取組① 録音・録画環境の整備」を実施し、当該奨励金を受給する又は受給した場合、本事業において「（３）ボイスレコーダー（録音機器）」の整備は補助対象外となります。ただし、「（１）防犯ブザー」「（２）防犯ボタン付きセキュリティ端末」の整備は補助対象となります。

<その他留意事項>

- ・対象以外の防犯機器（スマートフォン等の汎用性のある機器、録画機器等）の整備に係る費用は、補助対象外となります。

- ・防犯機器の運用に係るランニングコスト（月額使用料等）は、補助対象外となります。
- ・**交付決定通知前に整備した防犯機器に係る経費は、補助対象外となります。**防犯機器の整備は、交付決定通知日以降に行ってください。
- ・本補助金の対象経費として申請する物品を購入する際には、家電量販店等が発行するポイントカードによる、ポイント等の付与を受けないでください。万が一、ポイント等を取得した場合には、実績報告時に「寄付金その他の収入額」として計上し、対象経費の実支出額から差し引くこととなります。また、既に保有していたポイント等を利用して物品を購入した場合、当該ポイント利用分を控除した額が対象経費の実支出額となります。

4 基準額及び補助率

(1) 基準額 1 医療機関当たり 100 千円

(2) 補助率 1／2

※対象経費の支出予定額と都補助金の基準額（1 医療機関当たり 100 千円）を比較して小さい方を選定額とし、選定額に補助率（1／2）を掛けた額を補助金額とします。したがって、**補助金額の上限は50千円になります。**

※算出された補助金額に1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

※金額はいずれも税込みとします。

（例1）防犯機器の整備費用200千円を対象経費とする場合

選定額 ⇒ 100 千円

補助金額 ⇒ 50 千円（100 千円×1／2）

（例2）防犯機器の整備費用85千円を対象経費とする場合

選定額 ⇒ 85 千円

補助金額 ⇒ 42 千円（85 千円×1／2、1 千円未満の端数切捨て）

5 手続き

申請は、医療機関単位で受け付けます。

また、申請に必要な書類（様式）等は、東京都保健医療局 HP 及び補助金申請システム J グランツ上に掲載しております。以下の URL から参照の上、作成してください。

【東京都保健医療局 HP】

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/jigyo/h_gaiyou/iryo-bouhan

(1) 交付申請書等の提出

① J グランツ申請の場合

補助金申請システム J グランツにて申請をお願いいたします。

【J グランツ URL】

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDU12MAH>

② 書面申請の場合

東京都保健医療局 HP より必要な書類（様式等）をダウンロードの上、書面により下記郵送先まで提出してください。

【郵送先】

〒160-0022

東京都新宿区新宿 4-1-22 新宿コムロ BLD702 号

東京都在宅医療現場における防犯機器等導入支援事業事務局

○受付期間

令和7年9月10日（水曜日）から令和7年10月3日（金曜日）まで

※郵送での申請の場合10月3日（金曜日）当日消印有効となります。

○受付期間【追加募集分】

令和7年10月27日（月曜日）から令和7年11月14日（金曜日）まで

※郵送での申請の場合11月14日（金曜日）当日消印有効となります。

○提出書類

- ① 在宅医療現場における防犯機器等導入支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）
- ② 経費所要額調（別記様式第1号 別紙1－1）
- ③ 所要額内訳書（別記様式第1号 別紙1－2）
- ④ 歳入歳出予算（見込）書抄本
- ⑤ その他参考となる資料

補助対象製品のカタログ及び見積書（見積書が取得できない場合は、製品の金額がわかるもの）が必要になります。

- ⑥ 印鑑証明書、（個人事業主の場合は印鑑登録証明書）

（提出する書類に使用する印鑑は、全てこの印鑑を使用してください。）

※J グランツで申請される場合、①及び⑥は提出不要です。

（2）交付決定（令和7年11月頃（追加募集分については11月下旬以降）を予定）

提出された交付申請書類等について、東京都において審査し、交付決定を行います。

交付決定時には「交付決定通知書」を送付します。

（3）変更等申請の提出（随時）

次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認が必要です。該当する事例が発生した場合は、必ずご連絡ください。

- ① 補助事業に要する経費を変更しようとするとき。
- ② 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- ③ 補助事業を中止しようとするとき。

○ 変更等申請が必要な例

整備する防犯機器の品目・数量を変更する

防犯機器の整備をやめる など

※ 法人名・所在地等が変更になった場合も、ご連絡ください。

（4）実績報告書等の提出

補助金申請システム J グランツにて申請をお願いいたします。

※郵送での交付申請をされた方については郵送での実績報告書等のご提出も可能です。

○提出期間

補助事業完了後、実績報告書を提出していただきます。具体的な期間等については別途通知します。

○提出書類

① 在宅医療現場における防犯機器等導入支援事業補助金実績報告書（別記様式第3号）

② 実績調書（別記様式第3号 別紙3-1）

③ 実績内訳書（別記様式第3号 別紙3-2）

④ 歳入歳出決算（見込）書抄本

⑤ その他参考となる資料

・製品のカatalog、納品書及び領収書

※納品書及び領収書について、個人名ではなく法人又は医療機関が宛名となっている書類を提出してください。

※領収書の但し書きは、「お品代」ではなく具体的な製品名の名称を記載してください。

・対象経費の支払い時にポイントが付与又は利用された場合は、当該ポイント相当額の確認できる根拠資料を添付してください。

⑥ 支払金口座振替依頼書

⑦ ⑥に記載の口座に係る通帳の表紙及び見開きの写し

※J グランツで申請される場合、①及び⑥は提出不要です。

※領収書等から、製品の内訳が確認できない場合は、各製品の内訳が確認できる書類（明細書等）をご提出下さい。

（５）額の確定

提出された実績報告について、東京都において審査し、事業の成果が交付決定時の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、「額の確定通知書」により通知します。

（６）請求・支払

「額の確定通知書」により通知後、令和8年5月下旬までに都からの支払を完了します。

（７）消費税仕入控除税額報告

補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した時（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに消費税仕入控除税額報告書をご提出いただく必要があります。

ご提出方法等の詳細は別途通知いたします。

6 その他注意事項

（１）要綱等の遵守

事業の実施に当たっては、「在宅医療現場におけるハラスメント対策事業実施要綱」、「在宅医療現場における防犯機器等導入支援事業交付要綱」の規定を遵守し、事務手続を進めてください。

(2) スケジュール

事業の進捗状況等により、上述したスケジュールが変更になる場合がありますので、ご承知おきください。

(3) 補助金の交付額

補助金の交付額は、**交付決定通知に記載された「交付決定額」が上限となります**。そのため、実際の支出が増額した場合でも、補助金が増額されることはありません。

ただし、実際の支出が減額した場合は、支出実績に応じて補助金も減額されます。

(4) その他

事業の進捗状況等により、この手引きに記載のない事項につきましてご対応いただく場合があります。その際は、別途ご連絡いたします。

7 お問い合わせ先

令和7年度の本事業に関する申請受付・審査及びお問い合わせについては、外部事業者に委託しております。本事業の手続きに関するご質問は、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

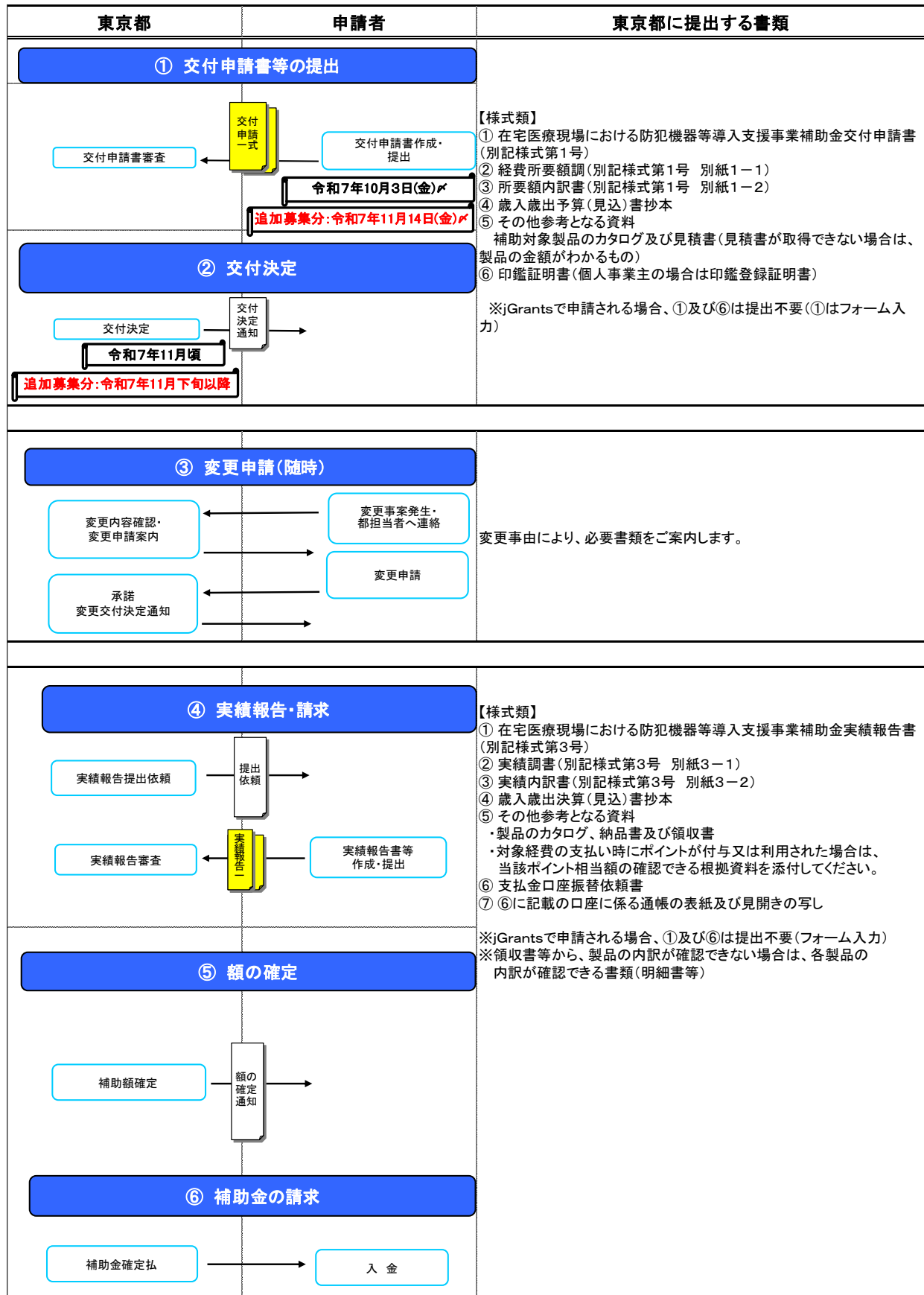
東京都在宅医療現場における防犯機器等導入支援事業事務局

(電話番号) 050-1726-8103

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）

(メールアドレス) iryo-r7bouhan@nta.co.jp

令和7年度 東京都在宅医療現場における防犯機器等導入支援事業 事務の流れ



※上記スケジュールについては、今後の事業実施状況により変更となる場合があります。

在宅医療現場におけるハラスメント対策事業実施要綱

制定 令和6年4月1日付5保医医政第1304号

改正 令和7年4月1日付6保医医政第1701号

第1 目的

在宅医療現場における利用者や家族等から医療関係者へのハラスメント対策（以下「ハラスメント対策」という。）を行うことで、在宅医療現場の安全を確保し、安心して業務に従事できる環境を整えることを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。ただし、本事業の円滑な実施のため、都は第3に定める事業の全部又は一部を委託して実施することができる。

第3 事業内容

実施する事業は、次に掲げるものとする。

1 在宅医療ハラスメント相談窓口の運営等

都内で在宅医療に関する業務に従事する関係者に対し、以下の事業を実施する。

ア ハラスメント相談窓口の設置

在宅医療の利用者や家族からのハラスメントに関する専用の電話相談窓口を設置し、相談対応を実施する。

イ 法律相談窓口の設置

ハラスメントに関する法律相談窓口を設置し、弁護士による相談対応を実施する。

ウ ハラスメント対策研修の実施

在宅医療に関わる医療関係者等に対し、ハラスメント対策に関する研修を実施する。

エ その他、ハラスメント対策に資する取組

2 防犯機器等導入支援

ハラスメント対策として、都内医療機関に対し、セキュリティ確保に必要な防犯機器等の初度整備に係る経費を補助する。

第4 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

在宅医療現場における防犯機器等導入支援事業補助金交付要綱

制定 令和 7 年 7 月 10 日付 7 保医医政第 712 号

(通則)

第 1 条 東京都（以下「都」という。）は、在宅医療現場におけるハラスメント対策事業実施要綱（令和 6 年 4 月 1 日付 5 保医医政第 1304 号。以下「実施要綱」という。）に基づき、ハラスメント対策として、都内医療機関に対し、セキュリティ確保に必要な防犯機器等の初度整備に係る経費について、予算の範囲内において補助を行うものとし、その補助金の交付については東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この要綱は、実施要綱の規定に基づいて行う在宅医療現場における防犯機器等導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、もって事業の適正な運営を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 3 条 本事業の実施主体は、都とする。ただし、事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる法人等に事業の一部を委託して実施することができるものとする。

(補助対象事業)

第 4 条 この要綱による補助対象事業は、実施要綱第 3 の 2 に掲げるものとする。

(補助対象者)

第 5 条 都内に開設し、訪問診療を実施している病院、診療所及び歯科診療所（健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に定める保険医療機関に限る。以下「医療機関」という。）であって、東京都知事（以下「知事」という。）が適当と認めるもの。ただし、国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、同条第 2 項に規定する中期目標管理法人、同条第 3 項に規定する国立研究開発法人、同条第 4 項に規定する行政執行法人、国立健康危機管理研究機構法（令和 5 年法律第 46 号）第 2 条に規定する国立健康危機管理研究機構、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 に規定する地方公共団体、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人及び同条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人を除く。

(交付額の算定)

第 6 条 この補助金の交付額は、医療機関ごとに、次の表の第 1 欄に定める対象経費として支出した額から寄付金その他の収入額を控除した額と、第 2 欄に定める補助基準額とを比

較していずれか少ない方の額を選定し、これに第3欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、金額はいずれも税込みとする。

1 対象経費	2 補助基準額	3 補助率
訪問診療時のセキュリティ確保に必要な以下の防犯機器の 初度整備に係る経費 (1) 防犯ブザー 危険を察知した際に大音量で周囲に知らせるための端末 (2) 防犯ボタン付きセキュリティ端末 位置検索機能及び緊急時における警備会社への通報機能 を有する端末 (3) ボイスレコーダー ハラスメント行為を録音するために使用する機器 ※防犯機器の運用に係るランニングコスト（月額使用料等） 等に係る経費は補助対象外	100 千円	1 / 2

（補助金の交付申請）

第7条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に係書類を添付して、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

（交付の決定等）

第8条 知事は、前条による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認める場合は、第10条に掲げる条件を付して補助金の交付を決定し、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

（変更交付申請）

第9条 前条の規定に基づく決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合の手続は、第7条の規定に準じて、変更交付申請書（別記様式第2号）により、事情の変更した日から知事が指定した日までにこれを行うものとする。

（補助条件）

第10条 補助金の交付に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、別記1の補助条件を付するものとする。

（申請の撤回）

第11条 申請者は、この交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付決定の通知受領後14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の撤回をすることができる。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（別記様式第 3 号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

また、補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、速やかに消費税仕入控除税額報告書（別記様式第 4 号）を提出しなければならない。この場合、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額相当額の全部又は一部を返還させることができる。

(補助金の額の確定等)

第 13 条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第 14 条 知事は、前条の規定による補助金の額確定後、速やかに補助金を支払うものとする。

(暴力団の排除)

第 15 条 次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

(契約方法)

第 16 条 補助事業に係る契約については、保健医療局医療政策部医療施設等施設・設備整備費等補助金に係る契約手続き基準（平成 17 年 4 月 1 日付 16 福保医政第 1450 号）によることとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別記 1

補助条件

1 事情変更による決定等の取消し

補助金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

2 承認事項

次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（１）及び（２）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

（１）事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（２）事業の内容を変更しようとするとき。

（３）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

（１）知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法第221条第２項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。

（２）（１）の命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命じることがある。

（３）（２）の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を、指定する期日までにとらないときは、知事は、６の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

5 是正のための措置

（１）知事は、本補助要綱第13条の調査等の結果、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置を取ることを命じるものとする。

（２）本補助要綱第12条の規定による実績報告は、（１）の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

6 決定の取消し

（１）知事は、補助事業者が次のアからオまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

エ 労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処された場合

オ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、本補助要綱第15条に定める暴力

団員等に該当するに至ったとき。

- (2) (1)の規定は、本補助要綱第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

7 補助金の返還

- (1) 知事は、1又は6の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき、期限を定めて返還を命じるものとする。
- (2) 本補助要綱第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

8 違約加算金

- (1) 補助事業者は、1又は6の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領日の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれの日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) (1)の規定により違約加算金の納付を命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命ぜられた補助金額の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

9 延滞金

補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

なお、8（2）の規定は延滞金に準用する。

10 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

11 関係書類及び帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出その他関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

12 他の補助金等との重複の禁止

この要綱による補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

交付申請で使用する様式 (記載例)

- (1) 在宅医療現場における防犯機器等導入支援事業補助金交付申請書
(別記様式第1号)

※ j G r a n t s で申請される場合は提出不要です。

- (2) 経費所要額調(別記様式第1号 別紙1-1)

- (3) 所要額内訳書(別記様式第1号 別紙1-2)

- (4) 歳入歳出予算(見込)書抄本

東京都知事 殿

印鑑証明書と
同じ印を使用し
てください。

捨印
(任意)

令和〇年〇月〇日

医療機関所在
地ではないので
ご注意ください。

申請者

開設者所在地 東京都〇〇区△△町一丁目1番1号
開設者名称 〇〇法人〇〇会
代表者職氏名 理事長 ×× 〇〇

印

令和7年度在宅医療現場における防犯機器等導入支援事業補助金
交付申請書

標記の補助金について、下記の関係書類を添えて申請します。

印鑑証明書と
同じ印を使用
してください。

記

1 申請額

金 37,000 円

経費所要額調の
(G)補助所要額の合計を
記入してください。

2 添付資料

- ア 経費所要額調（別紙1-1）
イ 所要額内訳書（別紙1-2）
ウ 歳入歳出予算（見込）書抄本
エ その他参考となる資料

3 誓約事項

☒	在宅医療現場における防犯機器等導入支援事業補助金交付要綱第5条に規定する補助対象者である。
☒	対象経費が重複する他の補助金等 [※] の交付を受けていない。 ※東京都産業労働局が実施する「カスタマーハラスメント防止対策推進事業」において、ボイスレコーダー等の整備に係る補助を受けた場合等が該当
☒	支援金の交付手続等において、都から業務委託事業者、申請者に関する必要な情報が提供されることに同意する。
☒	支援金に係る証拠書類を5年間適切に整備・保管する。また、都が求めたときは提出する。
☒	当該申請により補助金の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）は、在宅医療現場における防犯機器等導入支援事業交付要綱第15条に規定する団体に該当せず、かつ将来にわたっても該当しない。あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ参照がなされることに同意する。

誓約事項をご確認いただき、
同意される場合はチェックを
入れてください。

担当者	
医療機関 所在地	東京都〇〇区△△町一丁目1番2 号〇〇病院
所属	〇〇部〇〇課××担当
氏名	〇〇 △△
TEL	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
e-mail	〇〇〇〇@△△△△.jp

開設者所在地	東京都〇〇区△△町一丁目 1 番 1 号
開設者名称	〇〇法人〇〇会
医療機関種別	病院
医療機関名称	〇〇病院
医療機関所在地	東京都〇〇区△△町一丁目 1 番 2 号
医療機関コード(10桁)	1300000000

病院・診療所・歯科診療所から選択

対象経費の支出予定額を記入
※所要額内訳書の合計金額と一致させること

(C)と(D)を比較して、少ない方の金額を記入

経費所要額調

	対象経費の 実支出予定額 (A)	寄附金その他の収入額 (B)	差引後実支出 予定額 (C = A - B)	補助基準額 (D)	選定額 (E)	補助率 (F)	補助所要額 (G = E × 1/2)	備考
補助対象経費 合計	75,000	0	75,000	100,000	75,000	1/2	37,000	

金額は、全て円単位で記載すること。

A 欄には、様式 1 - 2 「対象経費の所要額内訳書」の合計額を記入すること。

B 欄には、用途を当該事業に限定した寄附金等があれば金額を記入すること。
また、対象経費の支払時に、金額換算可能な各種ポイントが付与された場合には、当該ポイント相当額を記入すること。

E 欄には、C 欄と D 欄を比較して少ない方の額を記載すること。

G 欄には、E 欄の額に補助率を乗じて得た額を記載すること。ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

記入欄に収まらない場合は、当該様式を複製し提出すること。

(E)に1/2を乗じた金額を記入(千円未満切捨て)
交付申請額として、別記様式第1号に記入する

対象経費の所要額内訳書

(単位：円)

内容	品名	数量	単価	金額	備考
ボイスレコーダー	××レコーダー ABC-1234DX	4	17,500	70,000	
防犯ブザー	△△防犯ブザー AS-567w	5	1,000	5,000	
合 計		—	—	75,000	

防犯機器の 種別を選択

防犯機器の名称・型番等、
品目を特定できる情報を記入

別紙1-1経費所要額調
の対象経費の実支出予定
額(A)に記入

歳入歳出予算（見込）書抄本

1 歳入の部

(単位：円)

区 分	予算（見込）額	備 考
東京都在宅医療現場 における防犯機器等導入 支援事業補助金	¥37,000	経費所要額調の （G）補助所要額の合計 を記入してください。
自己資金	¥38,000	
合 計	75,000	歳入・歳出の合計金 額が一致しているこ とを確認してくださ い。

2 歳出の部

区 分	予算（見込）額	備 考
物品購入費	75,000	印鑑証明書と同じ印を使用し てください。 ※ j G r a n t s で申請す る場合は、押印不要
合 計	75,000	

本書は、原本と相違ないことを証明します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

開設者名称： ○○法人○○会

代表者職氏名： 理事長 ×× ○○

印

実績報告で使用する様式

(記載例)

- (1) 在宅医療現場における防犯機器等導入支援事業補助金実績報告書
(別記様式第3号)

※ j G r a n t s で申請される場合は提出不要です。

- (2) 実績調書(別記様式第3号 別紙3-1)

- (3) 実績内訳書(別記様式第3号 別紙3-2)

- (4) 歳入歳出決算(見込)書抄本

- (5) 支払金口座振替依頼書

※ j G r a n t s で申請される場合は提出不要です。

東京都知事 殿

印鑑証明書と
同じ印を使用し
てください。

捨印
(任意)

令和〇年〇月〇日

申請者

開設者所在地 東京都〇〇区△△町一丁目1番1号
開設者名称 〇〇法人〇〇会
代表者職氏名 理事長 ×× 〇〇

印

令和7年度在宅医療現場における防犯機器等導入支援事業補助金
実績報告書

印鑑証明書と
同じ印を使用

標記の補助金について、下記の関係書類を添えて報告します。

記

1 要交付額

金 32,000 円

実績調書の
(1)要交付額の合計を
記入してください。

3 添付資料

- ア 実績調書（別紙3-1）
イ 実績内訳書（別紙3-2）
ウ 歳入歳出決算書抄本
エ 支払金口座振替依頼書
オ その他参考となる資料

担当者	
医療機関 所在地	東京都〇〇区△△町一丁目1番2 号〇〇病院
所属	〇〇部〇〇課××担当
氏名	〇〇 △△
TEL	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
e-mail	〇〇〇〇@△△△△.jp

病院・診療所・歯科
診療所から選択

開設者所在地	東京都〇〇区△△町一丁目 1 番 1 号
開設者名称	〇〇法人〇〇会
医療機関種別	病院
医療機関名称	〇〇病院
医療機関所在地	東京都〇〇区△△町一丁目 1 番 2 号
医療機関コード(10桁)	1300000000

実績調書

	対象経費の 実支出額 (A)	寄附金その他 の収入額 (B)	差引後 実支出額 (C = A - B)	補助基準額 (D)	選定額 (E)	補助率 (F)	都補助率を 乗じた額 (G = E × 1/2)	既交付決定額 (H)	要交付額 (I)	備考
補助対象経費合計	64,000	0	64,000	100,000	64,000	1/2	32,000	37,000	32,000	

対象経費の支出額を記入
※実績内訳書の合計金額と
一致させること

(C)と(D)を比較
して、少ない方
の金額を記入

(E)に1/2を乗じた金
額を記入(千円未満
切捨て)

都から送付された
交付決定通知の補
助金額を記入

確定／請求額と
して、別記様式第
3号に記入する

医療機関名称	〇〇病院
--------	------

対象経費の実績内訳書

(単位：円)

[illegible]

歳入歳出決算（見込）書抄本

1 歳入の部

(単位：円)

区 分	決算額	備 考
東京都在宅医療現場 における防犯機器等導入 支援事業補助金	¥32,000	実績調書の (1) 要交付額の合計を 記入してください。
自己資金	¥32,000	
合 計	64,000	歳入・歳出の合計金 額が一致しているこ とを確認してくださ い。

2 歳出の部

区 分	決算額	備 考
物品購入費	¥64,000	印鑑証明書と同じ印を使用 してください。 ※ j G r a n t s で申請す る場合は、押印不要
合 計	64,000	

本書は、原本と相違ないことを証明します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

開設者名称： ○○法人○○会

代表者職氏名： 理事長 ×× ○○

印

支払金口座振替依頼書

(新規・変更用)

令和 年 月 日

東京都知事 殿

東京都から私に支払われる在宅医療現場における防犯機器等導入支援補助金は口座振替により受領することを希望します。ついては、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

依頼人 { 住所 東京都〇〇区△△町一丁目1番1号
(連絡先電話番号 03-XXXX-XXXX)
氏名 〇〇法人〇〇会 理事長 XX 〇〇

印鑑証明書と同じ記載
及び同じ印を使用して
ください。

印

(法人の場合は法人名及び代表者職・氏名)

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関・支店コード	種目	口座番号 (右詰めで記入)
銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店 支店			
口座名義人 (カタカナ) 30文字まで				

* 種目：預金種目は、次のコードを記入願います。 : 1 普通、2 当座、4 貯蓄

ご注意

- 新規・変更の該当する部分を○で囲んでください。
- 振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)
- 変更の場合は変更箇所のみご記入ください。